

加盟団体に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第37条の規定に基づき、公益財団法人新潟市スポーツ協会（以下「本協会」という。）の加盟団体の加盟及び脱退並びに負担金の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、本協会及び本協会の加盟団体並びにその他関係団体との連携を密にし、新潟市のスポーツ振興に努めるものとする。

2 加盟団体は、次の事業を実施しなければならない。

- (1) 市民を対象とした競技会又は集会等の事業
- (2) 講習会、研修会等の普及事業
- (3) 市民総合体育祭への参加事業

3 加盟団体は、毎年4月末までに事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書を本協会会長に提出しなければならない。

(加盟団体の要件)

第3条 本協会に加盟しようとする団体は、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 市民の体力づくり、スポーツ・レクリエーション活動の普及及び研修事業を実施し、その成果が期待でき、本会定款、諸規程を遵守できる団体。
- (2) 団体構成員は、在住、在勤、在学者を対象に30名以上とし、宗教、政治及び営利を目的としないこと。
- (3) その団体種目が本協会や既加盟団体と重複、競合しないものであること。

(加盟手続)

第4条 加盟団体になろうとする者は、次の事項を記載した加盟申込書を提出しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 事務所の所在地及び代表者の住所氏名
- (3) 団体設立の目的及び設立年月日
- (4) 規約
- (5) 役員名簿・会員名簿
- (6) 事業計画書・予算書
- (7) その他の参考資料

(加盟承認)

第5条 前条の加盟申請書をもって、理事会の承認を経なければならない。

(負担金)

第6条 加盟団体は、毎年度負担金を納入しなければならない。

2 年負担金は加盟競技団体及び加盟区体育（スポーツ）協会等は 20,000 円、加盟学校体育団体等は 10,000 円とする。

(負担金の使途)

第7条 第6条の負担金は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第8条 加盟団体が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、加盟団体として相応しくないと認められるとき。

(2) 正当な理由がなく負担金を2年分以上滞納したとき。

2 加盟団体の除名が審議される理事会において、当該加盟団体には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第9条 加盟団体はいつでも退会通知を本協会会長に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人新潟市体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 一部改正（平成30年7月1日）